

## **固定資産税および都市計画税について**

市街化区域編入に伴い固定資産税・都市計画税が平成24年度から次のように変わります。

- 1 土地・家屋に都市計画税が課税されます。
- 2 農地・山林・駐車場敷地・資材置場・公園等につきましては、評価額の算出方法が変わり、既存の市街化区域と同様の算出方法となりますので固定資産税が上がります。

なお、農地につきましては、市街化区域編入に伴う税額の上昇による税負担を軽減するため、平成24年度から平成28年度の5年間にわたり段階的に上昇します。

### 問い合わせ先／

課税課 固定資産税係

内線：2132～5   ダイヤルイン：048-463-2875